

OPSS 提供約款 (OPRO Product Support Service)

株式会社オプロ（以下「オプロ」という）は、本OPRO Product Support Service提供約款（以下「OPSS提供約款」という）に従い、OPRO Product Support Serviceをご注文いただいたお客様（以下「お客様」という）に対し、オプロ提供のソフトウェア（以下「ソフトウェア」という）に関するプロダクト・サポートサービスを提供します。

第1条（契約の成立）

1. オプロとお客様との間のプロダクト・サポートサービス（以下「OPSS」という）の提供に関する契約（以下「本契約」という）は、お客様が本約款の条項を承諾のうえ、オプロに対して必要事項を記載した注文書または申込書を交付することにより成立するものとします。
2. 「OPSS」のサービス開始日は、特段の事情のない限り、ソフトウェアの提供日の翌月1日とさせていただきます。

第2条（プロダクト・サポート・サービス）

1. オプロはお客様に対し、注文書または申込書記載のサービス開始日から1年間（以下「契約期間」という）本契約に基づき、次条記載の対応時間帯（以下「OPSS対応時間帯」という）において、次の「OPSS」を提供します。
 - (1) 「ソフトウェア」に関するウェブシステムによるヘルプデスク・サポート。
 - (2) 「ソフトウェア」がオプロ所定の仕様に従って正常に稼働することを損なうような、オプロにおいて再現可能なプログラムの誤りの補修のための補修訂正版の提供（但し、オプロがかかる補修訂正版の提供を決定した場合に限ります）。
 - (3) オプロが契約期間中にリリースした、「ソフトウェア」の機能改善などを含むマイナーアップデート版の提供。
2. オプロがお客様に提供した前項の補修訂正版およびアップデート版には、オプロとお客様との間のライセンス証記載のソフトウェア使用許諾条項による使用許諾契約（以下「使用許諾契約」という）が適用されます。

第3条（OPSS対応時間帯）

OPSS対応時間帯は、平日9:00から17:30まで（土・日・祝祭日およびオプロ指定の休業日を除く）とします。尚、問い合わせ内容により、返答まで数日を要する場合があります。

第4条（OPSSの適用除外）

次の事項は、OPSSには含まれません。

- 1) オプロ以外の者が保守または改変を行った「ソフトウェア」に対するOPSSの提供
- 2) オプロが保守サービスを提供していない機器またはソフトウェアに起因する「ソフトウェア」の障害の修復
- 3) お客様または第三者の責に帰すべき事由（「ソフトウェア」の指定環境以外の環境での使用もしくは誤使用を含む）による「ソフトウェア」の障害の修復
- 4) 天災地変その他オプロの責に帰すべき事由によらずして生じた「ソフトウェア」の障害の修復
- 5) データの復旧作業

第5条（お客様の責任）

1. お客様は、OPSSに関するお客様の連絡担当者を定めてオプロに書面で通知するものとし、その変更の場合も同様とします。
2. お客様は、連絡担当者を通じて、オプロがOPSSを提供するため必要な情報を提供するものとします。

3. お客様は、「ソフトウェア」の障害内容を確認後、その連絡担当者を通じて、オプロに対するOPSSの依頼を行うものとします。

第6条（サービス料金）

1. お客様は、OPSSの年額料金として、所定のサービス料金を注文書又は申込書に記載される支払い時期まで一括して支払うものとします。
2. 前項の支払いのない場合は、オプロはOPSSの提供義務を負わないものとします。

第7条（サポート対象ソフトウェアの提供中止）

1. オプロが「ソフトウェア」のライセンス提供の中止を決定した場合には、その全てのバージョンにつき、当該中止決定日から12か月を経過した時に、「ソフトウェア」はOPSSの提供対象外となります。
2. 前項に従い「ソフトウェア」に関するOPSSの提供が終了した場合にも、オプロは、お客様から受領したOPSSのサービス料金の返還義務を負わないものとします。

第8条（責任の制限）

オプロは、請求原因の如何を問わず、OPSSに関して生じた（1）特別損害、間接損害および派生損害、（2）逸失利益、事業機会の喪失、データの損壊による損害並びに（3）第三者からの請求に基づく損害については責任を負わないものとします。また、いかなる場合にも、オプロのお客様に対する損害賠償責任は本契約に従いお客様から支払われたサービス料金を限度とするものとします。

第9条（解約）

1. お客様はいつでもオプロに書面で通知して、本契約を終了させることができます。但し、オプロはお客様から受領したOPSSのサービス料金の返還義務を負わないものとします。
2. オプロは、お客様が本契約または「ソフトウェア」の使用許諾契約のいずれかの条項に違反したときは、何等の催告を要せずに、本契約を解除し、お客様の違反により生じた損害の賠償を請求することができます。

第10条（更新）

本契約は、第2条記載の契約期間の満了の1か月前までにいずれかの当事者から相手方当事者に対し、本契約を更新しない旨の意思が表示されない限り、自動的に更新され、更に1年間継続するものとし、その後も同様とします。但し、本契約の更新日まで、サービス料金の支払いがなされないときは、この限りではありません。

第11条（その他）

1. 本契約は、「ソフトウェア」のOPSSに関するオプロとお客様の全ての合意を定めたものとします。
2. 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所をもって、第一審の専属管轄裁判所とします。

以上